

薬連ハイライム

自由民主党薬剤師問題議員懇談会世話人会及び 総会 開催

3月12日（水）、自由民主党本部にて「自由民主党薬剤師問題議員懇談会世話人会及び総会」が開催された。世話人会では、新たに8名の国会議員の入会と松本純元懇談会幹事長の特別顧問就任が承認された。

総会では、本田顕子事務局長進行のもと、鈴木俊一会長による開会挨拶の後、世話人会で承認された新規入会者8名について報告があり、薬剤師問題議員懇談会の会員数が212名となったことが伝えられた。その後、岩月会長の挨拶に続いて、原口日本薬剤師会副会長から「日本薬剤師会の課題と要望」について説明が行われた。質疑応答では、出席議員から多くの意見や質問が寄せられた。

令和6年度定時評議員会及び 本田あきこを激励する会 開催

3月26日（水）、AP日本橋にて「令和6年度定時評議員会」が開催された。小山常任総務の司会のもと、岩月会長

の開会挨拶に続いて、逢坂誠二衆議院議員、本田顕子参議院議員、神谷政幸参議院議員よりご挨拶をいただいた。続いて、畑澤議長と久間副議長が登壇し、会議成立の宣言、議事録署名人の指名、執行部より「重要事項の経過報告」が行われた。その後、「報告並びに議案の説明」、質疑応答の後、採決が行われ全議案が挙手多数により可決された。

定時評議員会終了後には、本田あきこ中央後援会主催の「本田あきこを激励する会」が開催された。大澤副会長の司会のもと、岩月会長の開会挨拶に続いて、神谷政幸参議院議員よりご挨拶をいただいた。その後、製薬産業政治連盟、日本薬業政治連盟、健康保険政治連盟、日本保険薬局政治連盟、日本チェーンドラッグストア協会からの激励のメッセージが紹介され、さらに、武田泰生日本病院薬剤師連盟会長（代読：和泉啓司郎日本病院薬剤師連盟幹事長）、渡邊美知子日本女性薬剤師連盟会長より激励の言葉が寄せられた。その後、本田顕子参議院議員が決意表明を行い、最後に、川田副会長（日薬連盟幹事長）が閉会の辞を述べ、今井常任幹事の力強い掛け声によりコールを行い、会場は一体感に包まれる中、盛況のうちに散会した。

オレンジ日記

節目

参議院議員・薬剤師
本田 顕子



例年私たちは幾つかの「節目」の年に当たる出来事に思いを馳せ、その当手を顧みつつその時々糧にして今日の成長、発展、繁栄につなげてきています。

例えば偉人・著名人の生誕や没後の節目においては、当時の功績を讃えつつ、その功績の根底にある努力や苦勞に共感し、それらを教訓というエピソードにして代々語り継いできました。

阪神・淡路大震災は30年前の平成7年に発生しました。

自然災害に対して人類は無力と言われがちですが、自然災害に関しては、節目を迎えるか否かに関わらず、常に防災・減災のための万全の努力と備えを続け、それでも地震、風水害、火山噴火などに見舞われた際は、課題を整理して更なる対策を講じることでより強固な備えとすることが、人類が生存し続けるために必要なことと思います。

令和元年7月から間もなく丸6年が経ちます。

折しも満25歳以上の男子に選挙権を与える普通選挙法が制定されて100年、そして女性参政権が認められて80年の節目となる今年、国民のいのちと暮らしを守るために、これまで薬剤師および薬業界の声を国政に届け続けてきた6年間に皆さんに顧みていただくこととなります。

政治から薬剤師が忘れられないためにも、これまでの経験と実績を生かして引き続き課題解決と政策実現に力を尽くし、「節目」の年に万全の努力と備えを続けてまいります。

政 幸 だ よ り

薬機法改正について

参議院議員・薬剤師
神谷 政幸



今国会に薬機法改正案が提出されます。今回の政幸だよりでは、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置についてご紹介します。

少子高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、薬局・薬剤師の対人業務を充実させるとともに、医療安全の確保を前提に専門的知識を有する薬剤師等の人材の有効活用を図るため、以下の法改正が行われます。

遠隔管理下での販売については、委託元の薬剤師等による遠隔での管理の下、あらかじめ登録された薬剤師等が常駐しない店舗（登録受渡店舗）において医薬品を保管し、購入者へ受け渡すことが可能となり、医薬品の販売は委託元の薬局や店舗販売業者が行いますが、販売に関する責任は、原則として委託元の薬局や店舗販売業者が有することとなります。遠隔販売は医療安全の確保を前提に行われることから、施行後の安全確保については注視してまいります。

濫用のおそれのある医薬品については、販売時薬剤師等に、他の薬局等での購入の状況、氏名・年齢、多量購入の場合の購入理由等の必要な事項の確認や、情報提供等が義務付けられます。また、20歳未満の方への大容量製品又は複数個の販売を禁止し、20歳未満の方への小容量製品の販売、又は、20歳以上の方への大容量製品若しくは複数個の販売は、対面又はオンラインでの販売が義務付けられます。陳列については、顧客の手の届かない場所への陳列となりますが、販売又は情報提供を行う場所に継続的に専門家を配置し、購入する医薬品と購入者の状況を適切に確認できる体制の整備が行われる場合は、専門家が配置される場所から目の届く範囲（当該場所から7メートル以内）への陳列も可能となります。

薬機法改正の議論や今後の運用等については、しっかりと対応してまいります。引き続き、ご支援の程、よろしくお願いいたします。